

さいたま市浸水住宅改良資金融資条例施行規則

平成 13 年 5 月 1 日

規則第 2 2 8 号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市浸水住宅改良資金融資条例（平成 13 年さいたま市条例第 2 6 9 号。以下「条例」という。）第 1 6 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(借入れの申請)

第2条 この資金の借入れを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる図書を市長に提出しなければならない。

- (1) 浸水住宅改良資金借入申請書（様式第 1 号）
- (2) 案内図、平面図、断面図及び工事見積書
- (3) 申請者及び連帯保証人の印鑑証明書、市税の納税証明書及び住民票
- (4) 申請者及び連帯保証人の所得証明書又は源泉徴収票
- (5) 改良しようとする住宅又は土地の所有者であることを証明する書類

(連帯保証人)

第3条 連帯保証人は、市長が保証債務の額と同等以上の資産を有すると認める者でなければならない。

- 2 条例第 1 0 条の規定により資金の融資の決定を受けた者（以下「借受人」という。）は、連帯保証人が前項に規定する資格を失ったときは、速やかに新たな連帯保証人を立て、市長の承認を受けなければならない。

(調査、決定及び通知)

第4条 市長は、借入れの申請があったときは、速やかに調査を行うとともにさいたま市浸水住宅改良資金融資審査会（以下「審査会」という。）に諮り、融資の可否及び融資額を決定し、その結果を浸水住宅改良資金融資決定通知書（様式第 2 号）又は浸水住宅改良資金借入申請に関する通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、融資を決定したときは、特定金融機関に浸水住宅改良資金融資通知書（様式第 4 号）を送付するものとする。

(工事着手届)

第5条 借受人は、工事に着手したときは、浸水住宅改良工事着手届（様式第 5 号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(工事着手の延期)

第6条 特別の理由により工事着手の延期をしようとするときは、浸水住宅改良工事着手延期願(様式第6号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(工事完了届)

第7条 借受人は、工事が完了したときは、浸水住宅改良工事完了届(様式第7号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(償還期限の延期願)

第8条 借受人は、災害その他やむを得ない理由により償還期限の延期をしようとするときは、浸水住宅改良資金融資金償還期限延期願(様式第8号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(取消し等の通知)

第9条 市長は、融資の取消しをしたときは浸水住宅改良資金融資取消通知書(様式第9号)、融資金額の返還を命令するときは浸水住宅改良資金融資金返還命令書(様式第10号)により借受人に通知するものとする。

(特定金融機関からの報告)

第10条 特定金融機関は、資金の融資をしたときは浸水住宅改良資金融資報告書(様式第11号)、既に貸し付けたものの償還を受けたときは浸水住宅改良資金融資回収状況報告書(様式第12号)により市長に報告しなければならない。

(審査会の会長及び副会長)

第11条 審査会に会長及び副会長を置き、会長は建設局長を、副会長は建設局建築部住宅政策課長をもって充てる。

(一部改正〔平成15年規則83号〕)

(職務権限)

第12条 会長は、審査会を代表し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第14条 審査会の庶務は、建設局において処理する。

(一部改正〔平成15年規則83号〕)

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営等に関し必要な事項は審査会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の水害予防のための住宅改善資金融資条例施行規則（昭和42年浦和市規則第24号）、大宮市浸水住宅改良資金融資条例施行規則（昭和48年大宮市規則第24号）又は与野市浸水住宅改善資金融資条例施行規則（昭和46年与野市規則第18号）（以下「合併前の規則」という。）の規定によりなされた融資、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の日の前日までに、合併前の規則の規定により決定された融資、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月31日規則第83号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第116号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。